

墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可・変更許可（拡張）〈審査基準〉

〔用語の説明〕

ここでいう条例とは、豊田市墓地等の経営の許可等に関する条例のことである。

ここでいう規則とは、豊田市墓地等の経営の許可等に関する規則のことである。

1 事前手続き

墓地等の経営許可申請又は拡張に係る変更許可申請をする場合は、次ページで説明する事前手続きが終了していること。

2 経営主体（条例第3条）

下記（1）～（3）のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）地方公共団体

（2）宗教法人であって、主たる事務所を市内に有し、経営許可等の申請の日までの期間が10年を経過しているもの

（3）墓地等を経営することを目的とする公益法人であって、事務所を市内に有するもの

3 経営規模（墓地のみ）

（1）地方公共団体が設置するものについては、将来計画を考慮に入れること。

（2）宗教法人又は公益法人が設置する墓地は、需要の見込みがある範囲に限るものとする。需要の見込みを示した書類として、宗教法人においては、設置協議書に使用希望者の一覧表（例文2）を添付するものとし、希望者数の3割増を上限とする基数の範囲内で許可する。公益法人においては、需要予測計算書を添付するものとする。（規則第2条第2項第6号）

4 設置場所（条例第9条）

条例別表第1の墓地等の設置場所の基準に適合すること。

ただし書きの適用〔別表第1中、1（2）（3）、2（2）、3（2）（3）の部分〕に当たっては、申請者が経営主体として、申請土地において墓地等を設置する必要性と墓地等の設置に伴う諸事情を勘案の上、許可するかどうか判断するものとする。

諸事情を勘案するに当たっては、原則として、申請土地に隣接する土地の所有者及び使用者の同意書（例文8）の他、河川、鉄道軌道、国道、県道、その他重要道路についてはその設置者等の同意書（例文9）を、住宅、学校、保育所、病院、店舗、公園その他これらに類する施設については、その所有者の同意書（例文10）をそれぞれ提出させ判断するものとする。

5 構造設備（条例第10条）

条例別表第2の墓地等の構造設備の基準に適合すること。

6 他法令に基づく許認可等の状況

他法令（都市計画法、森林法、建築基準法、自然公園法、農地法等）による許認可等が必要な場合は、原則として許可申請時までにはそれらの許認可等を受けること。（規則第9条第2項第5号）

なお、宗教法人が公益事業として墓地等の経営を行う場合は、宗教法人法に定める規則に「墓地等の経営を行う」旨が明記されなければならない。公益法人についても、定款に「墓地等の経営を行う」旨が明記されなければならない。

7 区域の分筆（墓地のみ）

- （1）土地の登記上において1筆となっている土地の一部を墓地として許可を受けようとする場合は、墓地の区域を分筆すること。
- （2）駐車場、休憩所、有効幅員4.1mを超える通路、トイレ等の部分は、原則として墓地の区域から除外すること。
- （3）申請に先立って行われた分筆の場合、隣接土地、説明会を行う近隣住民等の判断は、分筆前の区域で行うこととする。
- （4）協議時点でまだ分筆が行われていない場合は、申請までに分筆後の登記と公図を確認することとする。

墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可・変更許可（拡張）〈事前手続きの概要〉

1 申請前の協議（条例第4条）

- (1) 墓地等の経営許可申請又は拡張に係る変更許可申請をしようとする者は、当該申請に係る計画について市長と協議を行うため、墓地等設置協議書（様式第1号）を提出すること。（規則第2条）
- (2) 区域又は施設の縮小変更、廃止許可申請については、協議書提出は不要である。
- (3) 協議書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出ること。ただし、協議書の内容と比べて本質的事項の変更が生じた場合には、申請前の協議から再手続きを行うこと。本質的事項の変更とは、墓地の場合は区域拡大または設置場所の変更等であり、納骨堂や火葬場においては施設を拡大する場合等である。

2 標識の設置（条例第5条）

- (1) 標識の大きさは、縦横それぞれ90センチメートル以上とする。地色は白色、標識の高さは地面から概ね1m以上の高さに設置する。（様式第2号）（規則第3条）
- (2) 設置場所は、当該敷地の外部から見やすい場所とし、地形、交通量等を勘案した場所とする。
- (3) 設置期間は、申請日から起算して少なくとも90日前の日から、工事完了届の提出日までの間とする。（規則第4条）
- (4) 上記の設置を行った後、速やかに標識設置届（様式第3号）を提出すること。なお、(3)における設置期間開始日は、標識設置届の届出日とする。（規則第5条）

3 説明会の開催等（条例第6条）

(1) 対象とする近隣住民等の範囲

ア 隣接地の所有者及び使用者

隣接する土地の範囲は、公図上墓地等の区域に接する（接点を含む）土地とする。

イ 規則で定める近隣住民（規則第6条第1項）

距離測定の基準点は、墓地等の建設予定地の外縁部とし、規則で定める範囲内にある住宅等の所有者が対象となる。なお、分譲マンション等の建物の一部が当該範囲に含まれる場合は、当該建物の全世帯を対象の範囲とする。

(2) 説明会等の開催方法（規則第7条）

ア 説明会で使用する資料は、次の事項を記載した計画の概要書とし、対象者に配布する。

- ①墓地、納骨堂、火葬場の種別
- ②墓地等の申請予定者の氏名
- ③墓地等の規模、面積、区画数、管理方法等
- ④工事予定期間及び作業の方法等
- ⑤その他必要な事項

イ 説明後、参加者からの意見を求める。

ウ 説明会は、会場、日時、曜日等を勘案し、回数、時間等を設定する。

エ 事業者は、説明会の参加者の住所、氏名を把握する。

オ 説明会の不参加者数等に応じて、再度説明会を開催するか、又は戸別説明を行う。

(3) 対象者の数によっては、最初から説明会の代わりに戸別説明を行うこともできる。

(4) 説明会等は、申請日から起算して少なくとも60日前の日までに行うこと。複数回説明する場合は、最後の回から起算すること。（規則第6条第2項）

- (5) 説明後に、同意書を得る。(同意が得られない場合はその理由書)
- (6) 上記の説明会等を行った後、速やかに説明会開催等状況報告書(様式第4号)を提出すること。(規則第8条)

4 近隣住民等の意見の申出等(条例第7条)

- (1) 申請予定者が協議に応じる義務を負う事項は、条例第7条第1項の内容である。
 - ① 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべきこと。
 - ② 当該墓地等の構造設備及び周辺環境との調和に関すること。
 - ③ 建設工事の方法等に関すること。近隣住民等と協議を行った場合は、速やかに協議状況報告書(様式第5号)の提出が必要である。(規則第8条)
- (2) 近隣住民等と協議が継続している場合は、その協議の終了後に申請書を提出すること。
- (3) 近隣住民等との協議の結果によって協議書の内容と比べて本質的事項の変更が生じた場合には、申請前の協議から再手続きを行うこと。